# 児童虐待について(第2報)

# - 児童虐待予防に関する助産師の職責について-

寺岡祥子<sup>1)</sup> 田島朝信<sup>1)</sup> 吉田佳代<sup>1)</sup> 生田まちよ<sup>1)</sup> 宮里邦子<sup>1)</sup> 橋口百萌<sup>2)</sup>

Concerning child abuse (the second report)

The role of midwives in the prevention of child abuse-

Sachiko Teraoka<sup>1)</sup>, Choshin Tajima<sup>1)</sup>, Kayo Yosida<sup>1)</sup>, Machiyo Ikuta<sup>1)</sup>, Kuniko Miyazato<sup>1)</sup>, Moe Hashiguchi<sup>2)</sup>,

Abstract: We evaluated the importance of the work of a child-welfare consultation center and the actual situation of child abuse in Kumamoto. The results are described below.

- 1) The prevention of child abuse is an important role of a child-welfare consultation center. But when a child-welfare consultation center acquires some information about child abuse, most of the mothers are already coldhearted to their child.
- 2) Many of the cases of child abuse occur to the children who are less than three years old, and most of them occur especially when the mothers are living with their lover.
- 3) Forming the stronger attachment between a mother and a child in early pregnancy is the most important measure to prevent child abuse.
- 4) A midwife is engaged in the work capable of promoting the attachment in early pregnancy of the mothers.

The results suggest that a midwife can play an important part in the prevention of child abuse.

Key words: child abuse, role of midwives, attachment

## はじめに

1995(平成7)年から2006(平成18)年までの12年間に新聞紙上に掲載された135件151名の児童虐待事件については、第1報において記述した。これらの事件はいずれも児童の生命が奪われるほどに児童虐待が終局的状況に進行した事件であった。

平成12年の児童虐待防止法の制定等により、児

童虐待に関する理解や意識が向上してくるようになり、児童相談所への児童虐待相談件数は年毎に増加してきており、児童虐待問題は早急に対応しなければいけない社会的課題となってきている。しかし、児童虐待事件が児童相談所に相談、通告された時点では、その予防はもはや遅きに失した感があると云っても過言ではない。

周知のように、児童虐待における児童とは18歳

- 1) 医学部保健学科看護学専攻
- 2) 藤元早鈴病院

未満の児童のことであるが、第1報に記述したように、虐待を受ける児童は0歳児が最も多く、続いて1歳から3歳までで、虐待者は母親の占める割合が最も高い。このことは、妊産褥婦に対する母子の愛着形成を促進するような妊娠中からの対策を講じることが児童虐待の一因を除去することに繋がること、さらに、その職域が周産期に深く関わる助産師の児童虐待予防に果たす役割は大きいことを示唆している。

本研究は、熊本県における児童虐待の実態および児童虐待防止に対する児童相談所の役割を調査・検討し、その結果より、児童虐待予防に関する助産師の職責について考察した。

# 対象および方法

熊本県内の某児童相談所を訪問し、長期間、児童虐待相談に携わってきた職員(保健師)1名から、①児童相談所の業務内容・役割に関する聞き取り調査を行った。さらに、②熊本県内における児童虐待の現状に関する資料を調査・検討した。①および②の結果より、虐待情報が児童相談所に持ち込まれる時点での母子愛着関係は既に崩れていることが多く、児童虐待を予防するためには、母子関係の始まりである妊娠期からの母子愛着形成が重要であり、それを担う助産師の児童虐待予防に果たす役割は大きいことについて③考察した。

# 結果および考察

# ①児童相談所の業務内容・役割 ~児童相談課職 員の話から~

福祉総合相談所児童相談課は、福祉に関係した 仕事をする役割があり、児童の虐待予防や健康増 進等の母子関係の終着点でもある。虐待を受ける 子どもたちは母子愛着形成がなされていないケー スが多く、壊れてしまった親子関係を取り戻すこ との困難な子どもたちが児童相談所の対象となっ ている。 児童相談所の大きな業務内容と役割は、「児童福祉士がいろいろな相談を受け支援をする」機能、「一時保護」によって子どもの行動を観察することができる機能、さらに、「養護施設などへの措置をする」機能と3つの権限を持っている。

単に相談という機能だけでは子どもの行動は分からないので、学校の様子や保育園の様子等を聞く。例えば、医者とか児童心理を担当する人が、集団の中で寝泊りをする子どもの様子を直接的に観察して、学校ではこうだったが、こういう場面はこうだという行動観察をする。心理判定等は、児童を一時保護で預かっている間に、子どもの様子を見ていく。親が反対しても、一時保護は職権でできる。

後述のタバコの火を押し付けていたケースは、 「職権保護」である。親の前で親の反対を無視し て子どもを保護するとトラブルになる可能性があ るので、一応事前に会議をして決める。親に告知 をする前に子どもは保護しておく。子どもに告知 する際は、「負傷させることは虐待というものに なるのだよ。」とか、「私たちはお家には帰せない と思うのだけど、お泊りできるところがあるから、 お泊りしにくる?」という風に、子どもに聞くこ とになる。「いや、帰る。」という子どもは無理や り連れて行けないが、「こんな体の状態だから、 またお父さんたちとお話するから、今日のところ は(一時保護に)おいで。」とか、「泊まろう?」 などと云って、こちらから積極的に連れて行く場 合もある。「お泊りするとことがあるけど?」と 聞いたら、「もうお家に帰りたくないからそっち がいい。」と云う子どももいる。このように子ど もの意思を確認して一時保護をすることになる。

親に告知する場合は、子どものいない場所で告知する。小さい子どもは状況が理解できないので一時保護できるが、例えば、学齢期の子どもたちは、親子喧嘩になることがある。子どもの眼前で、子どもを保護するとかしないとかの問答になるので、親には子どものいない場所で告知する。

保護期間は長くて2ヶ月までであるが、普通は

2週間、3週間、1ヶ月程度を限度としている。 基本的には、2ヶ月単位を限度としているが、2ヶ月で解決しない子どもはたくさんおり、1年近く保護している子どももいる。そのような場合は、2ヶ月以上かかるという決済を書類上取って対応する。保護期間、たとえば1ヶ月程度子どもの行動を観察し、心理診断や専門医の診断等が全部そろった時点で、なお施設に留めるか、あるいは、在宅にして児童相談所が今後もカウンセリングをしていくか等、児童の今後のことについて決めることになる。

最近は、「泣き声通報」が増えている。内容は、「アパートの何号で。」というものから、「全然どういう人か知らないが、毎晩のようにそういうこと(泣き声が聞こえる)があっているし、今日はクローゼットに詰め込まれている。助けて、出してくれと言っている。」、「名前は知らない。」、「多分2歳ぐらいだと思う。」、「小さい赤ちゃんの泣き声だと思う。」、「毎晩のように夕方1時間ぐらい。」、「夜中の何時ごろまでも泣く。」といったものである。そのような通報があった場合は、児童相談所は、「初動調査」を開始する。

通告者から、虐待されている児童が2歳くらい とか1歳くらいとか言われたら、熊本市のケース では住所が明らかになる確率が高い。通告者が 「○○のアパートに、2歳くらいの赤ちゃんがい る。| という形で云うので、保健福祉センターに 問い合わせ、「そのアパートには2世帯に子ども がいるが、一方は小学生だから、多分、もう一方 だろう。」といった情報を提供してもらう。さら に、「そこの子どもは乳児健診に来ているのか?」 と聞き、「最近引っ越して来たばかりで、健診は まだ受けていない。|という返事に対しては、「ど こから、転入してきたのか?」といった具合に尋 ねていく。○○市からの転入ということになれば、 ○○市にまた聞いていく。○○市では名前が分かっ ているから、「この人が熊本市に来ているが、虐 待しているという通告があったので丸秘で情報を 教えて下さい。| と依頼すると、市町村も児童相 談所ということで情報を提供してくれる。「自分のところの市にいた時は、乳児健診を受けていた。」、「未熟児ではなく、発育も順調であった。」など、出来る限り情報を集めていく。

このように、保健福祉センター、地域の民生委 員、主任児童員などから、「こういう家族を知り ませんか?」と情報を集めていく。学校や保育園 に通っているという情報があれば、その学校、保 育園に「こういうのがある(虐待の通告)が、ど ういう子どもか丸秘で教えて下さい。」と直接聞く。 データに基づいたことではないが、虐待をして いるお母さんは母乳をやってない人が多いようで ある。母乳をやったからといって、虐待をしない とは限らないが、虐待をしているお母さんたちは、 母乳で育児した経験は少ないと思われる。虐待が 行われる家庭環境の特徴は、母子家庭が多く、そ の中に内縁男性がいる家庭、あるいは、父親に内 縁女性がいる家庭である。それから借金がある家 庭にも虐待が多い。父と母がいて、父か母が会社 に勤め、收入がある家庭には虐待は少ない。また、 望まない妊娠も虐待のリスクになっている。「生 まなきゃよかった。」、「あの人の顔に似ているか ら(この子の)顔も見たくない。」といって虐待 するお母さんは、生んでよかったという気持ちや 満足感は薄いように思われる。

育児の経験と虐待との関係をみると、育児の経験が初めての方がリスクは高いように思われがちであるが、一人目より二人目を生んだほうが虐待をしやすい傾向にある。一人目はなんともなかったが、二人目の時は、上の子が泣くのでつい下の子を叩いてしまうとか、あるいは、上の子を逆に叩いてしまうなど。第二子に虐待をするというよりも、二人目を生んで育児が大変になり、下の子よりも上の子のほうを虐待してしまう。「うるさい。」、「ちゃんと歩きなさい。」、「お兄ちゃんでしょ。」などといったことが結構あるのかも知れない。

虐待をしているお母さんには、虐待をしている 自覚がない人と、虐待したくないが、虐待してい ることに悩んでいる人とがいる。その割合は、ど ちらが多いかといえば、自覚がない人、悩んでいない人の方が多い。265件(平成15年度熊本県の児童相談所における児童虐待相談件数)の相談の中で、自分から虐待を認める人は少ない。虐待を認めた人は1割程度で、認めない人が多い。

虐待を受けた児童の約1割(13.3%)は親と分 離した施設入居だが、後の8割から9割は地域で 親と暮らしている。施設入居の児童は虐待から開 放されるが、家に帰った子どもたちはいつまた虐 待が起こるか分からないという状況にある。前述 のように、虐待していることを自覚してない親が 多いが、ごく一部の親は「自分は虐待を起こしそ うだから児童相談所でカウンセリングをして下さ い。」と自分から望んで来る。このような人は1 割程度である。「あなたがやっていることは、あ なたはしつけと思っているかも知れないけれど、 子どもも嫌がっているし、あざが出来るほど叩く というのは、それはもう虐待なのですよ。」、「今 日の夕方はめたオムツをはめたまま翌日登園する のは、ネグレクトなのよ。ちゃんとオムツは替え ないといけない。」などと云って、虐待であるこ とを指摘する。また、「児童相談所の私たちだけ でなく、保健師たちも一緒にまた家庭訪問に来る からね。」、「児童相談所は、あなたたちがどんな にしつけだと言っても、子どもの安全を守るとい う観点から動いているので、子どもが親と一緒は 嫌だと思ったり、親と一緒にいたら何かされるか も知れないと思ったりという事があれば、私たち はそれを優先するのよ。」ということを親に言っ て、安全の確保を第一に考え、児童相談所は子ど もの相談に入っている。

自分からSOSを出してくれる人ばかりだったら (カウンセリング) しやすいが、なかなか親をカウンセリングしようと思ってもその意思がない場合が多い。児童相談所につながる前の子育て支援の形で保健師に相談する親たちは、虐待しそうでしないし、なかなか児童相談所までつながってこないということが多い。

医療関係者、福祉事務所、学校・幼稚園、児童

員などは、虐待の視点を持って、疑いでもいいから、児童相談所などに通告しなければならないという義務もうたわれている。虐待と気づいた方は、その時になるべく早く、あざがあったらその時に通告する。たとえば、今日あざをつくってきたら、今日通告してもらわないと、あざも2~3日すると薄くなる。何日か経過した後に言われても、親に聞きようがないし、調査しにくい。できるだけはっきりしたときに通告していただかないといけない。

# ②熊本県内における児童虐待の現状(熊本県福祉総合相談所集計データー2006)

#### 1) 年度別相談件数

ある。

図1は、平成9年度から16年度に熊本県の児童相談所が児童虐待ということで相談を受けた件数を示している。ここに示す年度別相談件数は、平成13年度から急激に増加、平成16年度は、平成9年度の約6倍にまで増加している。

図2は、全国の児童相談所での相談件数である。 熊本県の相談件数は全国のそれに似た傾向にあ り、ここ数年で急激に増加していることがわかる。 相談の傾向としては、どこかの地域で報道さ れると、熊本でも通告が増えてくる傾向がある。 どこかの県で子どもが虐待で亡くなる事件があ ると、連絡の必要性を感じ連絡してくる傾向に

平成14年度までは福祉事務所からの通告が一番多かったが、15年度以降は近隣・知人が最も多くなっており、「泣き声通報」という形の通告が増えている。これは、直接的には虐待の現場を見てはいない、また、児童やその家族の名前も何にも知らないが、泣き声が聞こえてくるので通告する形の通報であり、この形の通報を児童相談所では「泣き声通報」とよんでいる。

近隣知人からの通告が増えた原因は、中学生が父と母によるネグレクトと身体的な虐待を受け、意識不明になり、今も植物状態であるとい

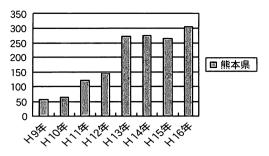


図1 年度別相談件数(熊本県)

う大阪の岸和田事件が大きな社会問題になったことである。学校や地域の方々の児童相談所に対する意識が大きく変化し、虐待かなと思ったら、児童相談所に通告すればいいということが、一般の方々に周知されてきている。児童が泣いているだけでなくて、お母さんが子どもを聞き苦しいような言葉で怒鳴る等は、「心理的虐待」に相当するという意識が広まってきたという状況もあるが、平成15年度以降は岸和田事件の影響により、児童相談所が広く知れ渡ったため、近隣・知人からの通報が増えてきたと考えられる。

## 2) 児童虐待種別

児童虐待は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、および心理的虐待の4つに分けられている。熊本県は平成14年まではネグレクトが多かったが、16年度は身体的虐待が多い。図3の右図が全国、左図が熊本県の種別である。虐待件数は違うが、熊本県と全国とは似た傾向にあることがわかる。最近は身体的虐待が若干減り、心

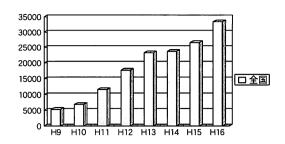
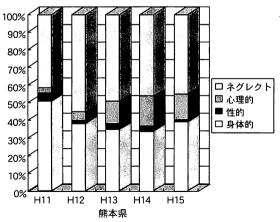


図2 年度別相談件数(全国)

理的虐待が増えている傾向にある。また、性的 虐待が増えている。16年度は性的虐待が表面化 して増えている。心理的虐待は、身体的虐待、 性的虐待、ネグレクトと重なっている場合が多 いが、心理的虐待が主な場合は、心理的虐待と して統計処理されている。

## 身体的虐待

最近で最もひどいケースは、母親の内縁の男が1歳前の赤ちゃんの足の二箇所にタバコの火を押し付けていた(根性焼き)ケースである。この子は生後4ヶ月の時に、母親の内縁の男から投げつけられ、落とされて硬膜下血腫を起こしたとき、医療機関を受診しているが、虐待通告がされていない。その後、1歳前くらいにその子は全身麻痺、痙攣を起こすようになり、通園しながら、病院で訓練をうけている。「これは何だろう?」と足を見た訓練先の職員から虐待通告があり、通告を受けた児童相談所は、「あな



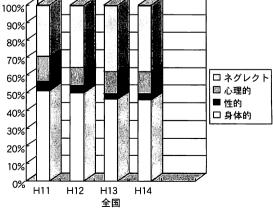


図3 虐待種別

たがやったことは虐待である。」と虐待通告し、 その子を11ヶ月くらいの時から親から引き離した。 痛いとも逃げることも出来ない子どもに対し て、タバコの火を押し付けた。児童相談所は、 タバコの火だということの確証を得てから親に 告知をしたが、親は、「冬のことだったから、 タバコの火じゃなくて温風ヒーターで火傷した。」 という。「温風ヒーターでそんな限局するよう な火傷をするはずがない。|というと、「温風ヒー ターでファスナーが焼けて、抱っこした時にそ れが足をかすった。」と云う。「かすっただけな ら、そんな限局するはずがない。専門家が診て、 タバコの火によるものであるという確証がある ので虐待である。」と児童相談所は通告するが、 自分たちはやっていないと認めない。「その前 の硬膜下血腫を起こし、重度の障害をおったと いう事とは違い、今回の事は児童相談所は虐待 通告を受け、確実な根拠の元にあなたたちに告 知をしている、だからこの子どもには訓練が必 要だから施設に入所することに同意して下さい。 あなたたちのところには帰せない。一生帰せな いわけではないけど、しばらくは帰せない。今 は帰せない。この子は訓練が必要な子だから、 訓練が出来る施設に入れるという形にしないと 私たちはあなたたちのところには帰せない。」 と児童相談所が話しても、「自分たちはやって いない、何で帰さないのか。|ということで、 ずっと平行線のままであった。この人たちに返 しても命がないかもしれない。重度の障害をおっ ているが、元気で成長しているのだから命を落 とさせてはいけないということで、親に通信の 制限をさせるよう家裁に申し立てをすることに なった。

家裁に申し立てをしても結果が降りるまでに 2~3ヶ月はかかる。その間にもこの子は訓練をしなければいけないので、その間は親に会わせないという保全処分をしないと子どもを守れないということを家裁に申し立てたら、「28条の申し立てという面会制限するための三ヵ月間

の保全処分にもOKを出す。」という通知が、 その日のうちに家裁から電話であった。

## ネグレクト

多いのは、オムツをつけっぱなしにしているということ。保育園で、夕方帰るときにオムツをきれいなのに替えて帰しても、翌日に昨日保育園ではめたオムツをそのまましてくるというケースである。そのようなことが続いて、不登校になってしまった子どももいる。

熊本市内には24時間保育があるが、そういうところに子どもを預けて、なかなか迎えに来ないというケースは結構ある。普通はどんなにで働いているお母さんでも、昼間は自分が寝ながら子どもを世話し、夕方になったら24時間保育に預けて、朝方連れて帰るという生活をしている方はたくさんいる。24時間保育に預けているから虐待ということではない。24時間保育に預けて、なおかつ預けっぱなしで、なかなか明けて、なおかつ預けっぱなしで、なかなか明されて、なおかの損けるという場合は、保育所から連絡を受けて、児き離したり場合は、保育所から連絡を受けて、別き離したりしたケースもある。

#### 性的虐待

性的虐待で児童相談所の関わったケースでは、2人が逮捕された。8年間の刑となったケースは、母親に内縁の男性がいて、母親の実子の女の子が、その内縁男性から性的虐待と身体的虐待を受けていた。母親は虐待の事実を知っていたが、男に逃げられることを懸念して子どもを守らない。普通は内縁男性に子どもが虐待されている事実を知ったら、母親はすごく怒って、別れたり、子どもと出て行ったりする。出て行かなくても、出て行けと言わんばかりに警察に伝える。お母さんが訴えるという形になると事件になるが、この母親はそれをしない。

そうした場合には、この男はどんな人だろう と警察に問い合わせると、警察で問題になって

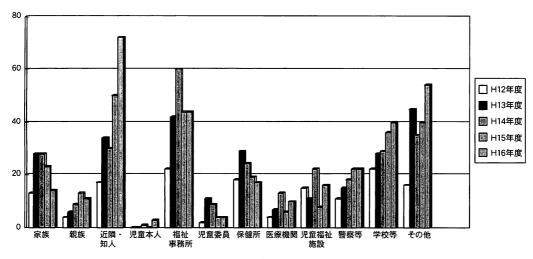
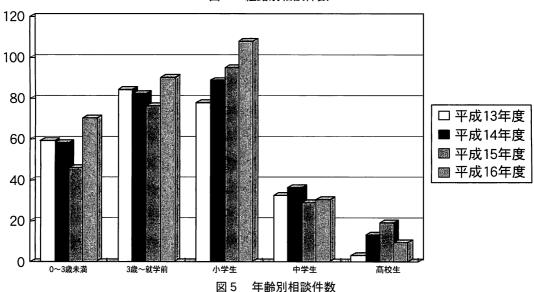


図4 経路別相談件数



いる人が多い。そういう性的なことだけじゃなくて地域の警察もマークしていることが多い。 だから、警察とも情報を共有し、児童相談所が 告訴したり刑事告発したりするのではなく、警 察のほうに動いていただく。虐待の場合には警 察と一緒に立入調査をしていくので、性的なも のは警察も結構動くことがある。

#### 3) 経路別相談件数

図4は、過去5年間における児童虐待の経路 別相談件数である。相談が多いのは「家族」、 「近隣・知人」、「福祉事務所」、「保健所」、「学 校等」であるが、この中で注目するところは、 上述したように、近年「近隣・知人」からの相 談件数が急激に増加していることである。

#### 4) 児童虐待年齢別相談件数

図5は、被虐待児を年齢別に0~3歳未満、3歳~就学前、小学生、中学生、高校生と分類して示している。熊本県は全国と同様な傾向にあるが、一番多いのは小学生である。続いて就学前の子どもたちであるが、中学生、高校生と成長するにつれて次第に虐待の対象から外れてくる傾向がある。小さい頃に虐待された子が中

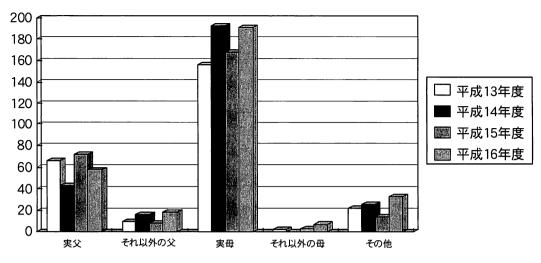


図6 主たる虐待者

学生になると、万引きして補導されたり、家出したり、家庭内で暴力を振るったりして、非行で親を困らせる等の子ども自身の問題行動で親が児童相談所に相談にくるというケースが多くなり、児童虐待による2次的影響が出てくる場合が多い。

年齢別にどんな虐待を受けているのかについては、0歳~就学前の子どもは身体的虐待を受けている。性的虐待は中高生以降の子どもが多い。しかし、最近は小学生、中学生が性的虐待を受けることが多くなってきた。身体的虐待は就学前の子どもに多く、大きくなれば、心理的虐待や性的虐待が多くなる傾向にある。

#### 5) 虐待者

図6は主たる虐待者について示している。その9割は実の親で、その63.4%は実母である。母親が小さい子どもたちに虐待をしている。これは、子育てが母親に任せきりか、あるいは、離婚の結果、シングルマザーが増えた事と関係があると考えられる。母親自身が育児ストレスから虐待につながる傾向が読み取れるので、子育て支援ということが虐待防止に繋がってくると思われる。

年齢別の主たる虐待者でも母親が多い。小さ

い子どもたちに対して母親が虐待する傾向が多い。大きくなってくると母親ではなく、実父以外の男性から虐待を受けることが多くなり、父親のほうが虐待をしている傾向がある。

主たる虐待者による虐待種別をみると、心理 的虐待とネグレクトは実母が多い。性的虐待は 実父か実父以外の母親の内縁男性などが多い。 身体的虐待は父親からが最も多く、次に実母か らという状況である。

虐待通告により施設等入所になっている265人中35人(13.2%)の子どもたちは、非常に虐待が重かったと考えていい。残る230人(86.8%)は、児童福祉士による指導となる。この指導は児童を施設には収容しないが、親に対する文章による厳しい指導となる。児童福祉士は定期的に訪問して指導をしていくという形である。

#### 6) 処遇別相談件数

図7に示す通り、虐待に対する処遇は「助言 指導」が最も多く、ついで「継続指導」、「施設 等入所」が多い。

「助言指導」というのは、数回くらいの助言 指導で済むという場合に行う。その後は、市町 村などに引き継いでいくケースである。265人 の約半数程度は軽い助言指導である。「継続指

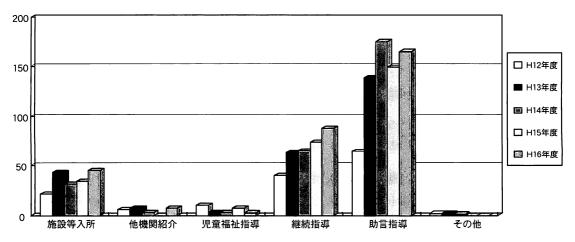


図7 処遇別相談件数

導」とは、数回にわたり児童相談所に来てもらい、心理的面接をして、しばらく関わりを持つことになる。「施設等入所」は、すでに親から深刻な虐待を受けており、隔離が必要と判断された症例である。

児童相談所がこれらの処遇を行う場合には、子ども、保護者等に対しその理由、内容等について十分説明を行い、その意見を尊重することを原則とする。しかし、親が子どもを施設入所させることを承諾せず、裁判にまでなった事例もある。保護者が強制的に引取りを要求し、親権を乱用する場合は、民法834条に定める親権喪失の宣言の請求を、親族や検察官だけでなく児童相談所長が行うことが出来ると児童福祉法37条の6に規定されている。

これらの事から、虐待への処遇が助言レベルで留まってしまいがちであり、虐待が既に起こってしまうとその対応はなかなか十分に行われていない状況がうかがえる。

#### ③考察

児童虐待が近年増加の一途をたどっているのは、 虐待が増加したというよりも、潜在的な虐待が顕 在化したことによると考えられる。そのきっかけ は、平成元年に国連で採択された「子どもの権利 条約」である。これは、国際条約で初めて、国の 責任として虐待を受けている子どもへの対応が規定されたものである。それまでは子どもの生命に関わる深刻な虐待のみに社会が対応してきたが、「子どもの権利条約」によって児童虐待の定義が具体化し、さらに法律によって虐待の定義が明確になったこと、かつ民間やマスコミの啓発活動や行政の積極的な対策などにより、潜在化していた児童虐待の多くが児童相談所に通告されるようになったと考えられる。このことは虐待を受けている子どもに社会が対応するようになってきたということであり、子どもの権利擁護サービスが進んできたともいえる。

主たる虐待者としては実母が最も多くなっている。かつて三世代同居といった拡大家族が中心であった時代には、子育ては親を中心としつつも他の家族や親族、近隣の者による重層的な支援が行われていた。しかし、戦後の高度経済成長による人口移動により、家族は小規模化し、同時に親族・近隣関係の希薄化、崩壊がもたらされ、現在は核家族化が進んでおり、マンションなどにおいては隣の住民を知らないということもよくある。母親は、他者との関わりが断たれた環境の中で、常に子どもとだけ向き合っていることや母親役割モデルや支援者がいないことなどは、育児に対する不安やストレスが募っていくと考えられる。また、近年離婚率が上昇し、女性が1人で子どもを育て

るケースが増加している。このように、誰からも 支援が受けられない孤独な母親が増加しており、 そのことが児童虐待増加の大きな要因となってい るといえる。

母親の孤立化や密室育児では、暴力の発生は周 囲に分かりにくいため、周囲との関わりを積極的 に持てるようにし、虐待を早期に発見するという ことは重要なことだと思われる。よって、たとえ ば育児サークルや育児相談などといった母親の孤 立を防ぐ子育て支援が虐待予防に大きくつながる と考えられる。

虐待情報が児童相談所に持ち込まれる時点での 母子愛着関係は既に崩れていることが多く、虐待 を予防するためには、妊娠・出産など親子の始ま りの時期が大切であると考えられる。最近、「望 まない妊娠」、「できちゃった婚」などが増え、 「もうアンタなんかいらない子だったわよ。」など と言っている親もいるが、周産期の満足度にも虐 待の要因があると思われる。望まない妊娠や手の かかる子は虐待の要因にあげられており、これら のことは、虐待の要因の中でも助産師の職責に大 きく関わるものである。妊娠期や出産の場面で、 この人は満足度を持っているかということについ て、例えば、おっぱいのやり方や赤ちゃんのオム ツの替え方、夫と2人で赤ちゃんを見ている表情 や姿などから、虐待についてのアセスメントがで きると考えられる。

望まない妊娠は、母子間の愛着がスムーズに形成されにくいため、親が育児に積極的でないことが考えられる。当然その背後には未熟な親の増加が推測される。また、よく泣く子やあまり飲まない子など、育児に手のかかる子は、母親のストレスは大きくなるため、助産師の濃密な関わりが必要であるといえる。育児を援助する立場である助産師が、子どもの性格にあった具体的な援助策を母親とともに模索していくことは、虐待予防につながるのではないかと考えられる。

虐待は連鎖をするといわれるように、虐待者自 身に虐待を受けた体験がある人が多い。祖母や祖 父、母親や父親から虐待を受け、その親をモデルにして育っているため、自分が子育でするときのモデルは虐待した親となる。親子の信頼関係を形成する時期に、暴力をふるわれたり、放置されたり、打否されたりすれば、一番信頼すべき親への不信感がつのったり、自己否定的になったりし、親子関係が複雑なものになると思われる。しかも、虐待が子どもに与える影響は、年齢が低いほど大きい。特に3歳までの乳幼児は、脳の発達も多い。最近の研究では、脳の海馬の部分の発達が虐待によって遅れ、成人後、虐待を受けなかった子どもといて、後遺症として人格障害をも起こすといわれている。

乳幼児期は、人間関係における信頼関係の確立 や自分に対する自信や満足感を深めていくために 重要な時期であり、また、年齢が低いほど死亡す る例も多いため、早急に虐待から子どもを救出す ることが急務である。そのためには、虐待の連鎖 を断ち切ることが予防の大きな対策につながると 考えられるが、なかなか簡単にはいかない。

児童虐待を根絶することを願っても、その達成には多くの年月を必要とすることは間違いない。しかし、根絶への取り組みを止めてはいけない<sup>21</sup>。その際、児童虐待は子どもの問題ではなく、親の問題であることを忘れてはいけない。虐待する親は、親自身もまた、子ども時代に虐待を受けていた被虐待児であることが多いため、現在虐待を受けている子どもだけでなく、その親へのケアも充実させていくことが必要である。親や家庭が変わらない限り、子どもの心の傷は癒されない。

虐待する親の階層は2つに分けられる。1つは 高学歴で経済的にも恵まれているが、自分自身の 生き方に自信が持てず、「わが子は可愛くない。」、 「子どもについ手が出てしまう。」という階層であ る。もう1つは生活困難層である。失業、低所得、 地域からの孤立、劣悪な住環境から来るイライラ やストレスが児童虐待を生み出す。また精神を病 む親による虐待も難しい問題を含んでいる。

虐待のリスク因子は、虐待の発生の可能性を高める因子であり、「リスク因子」=「虐待の発生」ではないということを念頭に置く必要がある。リスク因子にあげられるケースであれ、周囲の環境や支援により虐待は予防され、逆に子どもに対し、愛情をもった関わりを持つことができるケースも多い。

21世紀には家族の多様化はますます進み、子どもたちを取り巻く家庭環境もそれにつられて多様化するだろう。しかし、子どもの成長は安全で愛情ある環境がなければ健全なものにならない。その意味で、家庭内だけでなく、社会のあらゆる場で子育ての環境を整備していくことが必要であろう。子育てを密室化させず、「みんなで子育て」をする社会を作り出すために、子育て支援の相談窓口や相談事業、保育所などの環境整備も今以上に求められる。また、両親の育児休暇の取得保障など、仕事と子育てを両立しやすい職場の子育で支援も重要となろう。このような領域への助産が業務の拡大もまた重要な課題の一つと考えられる³³。

妊娠成立以降の胎児期、新生児期、および乳児期の産後1ヶ月健診までは助産師の職責の領域である。その後の児童に対する対応は、主として、保健師の職務とされているように、一般的に、虐待を予防するためには、助産師ではなく保健師の関わり、農行者の親と子どもに適切に関わり、親のフラストレーションや不安を軽減し、育児に関する知識を提供することが重要であると考えられている。しかし、虐待問題が児童相談所で検討されるようになった時には、その根本的でで検討されるようになった時には、その根本的では手遅れの感がある。児童虐待は、虐待が起こった後のフォローアップも重要だが、最も重要な時に後のフォローアップも重要だが、最も重要な登となるのは周産期の母子と大きな関わりを持つ助産師の役割である。

虐待をする母親は満足な周産期を過ごしていない場合が多いと考えられることから、助産師は母

親が満足な周産期を過ごせるように、母親や家族と深く係わり、母子愛着形成を促していかねばならない。それは、産後の入院中だけでなく、退院後の自宅での育児支援をも念頭においた関わりでなければならないであろう。

### まとめ

熊本県内の某児童相談所において、①児童虐待 に対する児童相談所の業務役割、②熊本県内の児 童虐待の現状、について調査・検討した。その結 果、以下のことが明らかになった。

- 1)児童相談所の役割は児童虐待を防止することであるが、虐待情報が児童相談所に持ち込まれる時点での母子愛着関係は既に崩れていることが多い。
- 2)被虐待児は3歳以下の乳幼児に多く、夫以外の同居者や愛人のいる母親による虐待が最も 多い。
- 3) 母子関係の始まりである妊娠期から母子愛着形成を促進することは児童虐待予防の一つであるが、これは児童虐待に対する最も重要な予防対策であり、助産師は母子の愛着形成を促進できる立場の業務に従事している。

以上のことは、周産期からの母子愛着形成を 促進することのできる立場にある助産師の児童 虐待予防に果たす役割は大きいことを示唆して いる。

# 引用文献

- 1) 日本子どもを守る会編:子ども白書2002, 草子文化, 213, 2002
- いのうえせつこ:子ども虐待―悲劇の連鎖を断つために、 149~150、2000.
- 3) 前掲書2), 171~173.